

## 必ずお読みください 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

ご加入して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入する前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)、以下同様とします】にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお伝えください。

■商品の仕組み この商品は総合生活保険普通保険約款と、賠償責任保険普通保険約款に各種特別約款・特約をセッティングしたものです。

■この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険請求を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等にござりますは、パンフレット等をご確認ください。

■満期返戻金・契約者配当金:この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## ●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## ●告知義務

・払込取扱票に記載の★や☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

## ●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受け保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異支払限度額をご確認のうえ、ご契約の対象を検討ください。

## ●通知義務

・ご加入後に払込取扱票に記載のご職業(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受け保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されたり、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

・払込取扱票に記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご通知ください。

## ●もし事故が起きたときは

・ご契約者は被保険者がある場合は、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、直ちに事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受け保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

・保険金支払権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## ●ご加入者と被保険者が異なる場合

・ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## ●示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者または、保険会社の担当部署からの身元に基づき被保険者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談結果をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払い不可能がありますので、ご注意ください。

## ●保険金請求の際のご注意

・責任保険において、被保険者に対する損害賠償請求権を有する保険事故の被保険者は、被保険者が引受け保険会社に対して有する保険金請求権費用保険金に関するものを除きます)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。先取特権とは、被保険者が被保険金給付から他の債権者に先取して自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被保険人に弁済をなすは被保険者の承諾を得て金額の限度においてのみ、引受け保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受け保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用を保険金を除き、次の①から③までの範囲に限られます。

①被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合  
②被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合  
③被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

## ●保険金をお支払いする主な場合

・看護職賠償責任保険  
被保険者または業務の補助者による看護業務の遂行に起因して発生した他の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

・保険金をお支払いするもの  
保険金をお支払いするものは、身体の障害が保険期間中に発見された場合に限ります。

たとえば、次の二つのケースが考えられます。

①看護師が医師の指示と異なり薬剤を点滴してしまって、患者が死亡した。  
②看護師が医師の指示により採血を行った際に患者の身体を傷つけてしまった。

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の賠償責任  
法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被患者に対して支払責任を負う損害賠償金

②損害賠償の承認または賠償金の決定前に引受け保険会社の同意が必要となります。

③争訟費用  
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受け保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・仲裁なども含みます)。

④損害防止・軽減費用  
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受け保険会社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用  
引受け保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受け保険会社の業務に応じて協力するために支出した費用

⑥法律相談費用(保険特約項)  
(1)当社は、被保険者がセクションアラーム等またはパワーハラスメント(以下「差別行為」といいます)を受けたことをまことにそのおそれ(以下「事故」といいます)について、法律相談費用を支払うことによって被る損害に対して、この特約項により、保険金をお支払います。

(2)当社は、(1)の特約が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます)中に発生した場合に限り、保険金をお支払います。

⑦法律相談費用(保険特約項)  
保険金支払の対象とならない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動火災保険(株)は、その影響がなかったときに相当する額をお支払いします。

・職業または職務に從事している間(通勤途上を含みます)の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ(※1)をした場合に保険金をお支払いします。

(※1)ケガには、有毒生物による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外因性のいずれかまたはすべてを含むケガについては、保険金をお支払いする対象となりますのでご注意ください。

・保険金をお支払いする主な場合

・この特約の補償内容

当会社は、被保険者が事故を直接の原因として、保険金支払事由に該当した場合に、保険金を被保険者に支払います。

・用語の定義

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語 定義

事故 医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(\*1)に生じた偶然な血液曝露事故をいいます。(※1)実習中に含みます。

血液曝露事故 次の事由をいいます。  
ア 血液付着した鋭利な医療器具(注射針、メス等)によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。  
イ 血液の飛沫が被保険者の眼球等の粘膜に曝露すること。

保険金支払事由 次のいずれかの事由を含みます。  
ア HBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けること。  
イ HCVに感染すること。  
ウ HIVに感染すること。

<補償期間と支払責任の関係>

・当会社は、補償期間中に生じた事故により、観察期間中(事故の発生の日からその日を含めて1年以内)に保険金支払事由に該当したことを医師等が診断した場合にかぎり、保険金を支払います。

## ●お支払いの対象となるない主な場合

<看護職賠償責任保険>

・次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみ記載しております。詳細は、保険契約で確認ください。

①法令で定めた所定の資格を有しない者が遂行した看護業務 ②被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産(看護業務に使用する機械および器具を除きます。) ③美容を唯一の目的とする業務 ④看護業務の結果を保証することに加重された賠償責任 ⑤被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊娠、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任 ⑥被保険者が他の故意(戦争、愛乱、暴動、騒じょう、労働争議、地震、噴火、津波、高潮) ⑦被保険者と他人との間に賠償賠償に関する特別の約定がある場合において、その内容によって加重された賠償責任 ⑧被保険者と所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に對して正常な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑨被保険者の使用による賠償責任 ⑩被保険者の業務に從事して被った身体的障害に起因する賠償責任 ⑪排水または排気(煙を含みます) ⑫起因する賠償責任 等<法律相談費用担保特約項>

・当会社は、直接ある間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①初年度契約の始業日より前に行われた差別行為(その行為と同一または関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行なわれた時に起因するものとみなします)

②補償期間の初日において、被保険者が認識していた(認識したと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)差別行為

<総合生活保険(傷害補償)>

・地震・噴火またはこれによる津波によって生じたケガ

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)

・保険の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ(その行為が刑法によって定められたケガ)

・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ

・脳疾患または心臓癆等によって生じたケガ

・妊娠・出産、早産または流産によって生じたケガ

・外科的手術等の医療処置(被保険者が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ

・自動車等の乗用具を使用して競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ

・むちうち症や腰痛等で、医師の就診所見のないもの 等<針刺し事故等による感染症・危険補償特約項>

・第4条(保険金をお支払いしない場合) ①当会社は、下表のいずれかに該当する感染または発病に対しては、保険金を支払いません。

②次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた感染または発病

ア 被保険者 乙 保険金の受取人(※1)

③被保険者の闘争行為、自殺行為によって生じた感染または発病。

④被保険者の受け取った金額が、その他の人が受け取るべき金額ではない場合

⑤被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑥被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑦被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑧被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑨被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑩被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑪被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑫被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑬被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑭被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑮被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑯被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑰被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑱被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑲被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑳被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑳被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑳被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑳被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

⑳被保険者が被保険者への保険金支払を承認している場合

⑳被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

⑳被保険者が被保険者にて医療費を支払っている場合

# 事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任)について、ご説明します。

★下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。また、血液曝露等傷害保険の保険金請求につきましては、裏面「●保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店もしくは東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。  
★医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応と言われています。

看護職の誠意ある対応はもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行なっていくことが大切です。



## お問い合わせ先一覧 事故が発生した場合、速やかにご連絡ください。

### 資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせ

※資料発送には数日いただいております。

※事故のご連絡は東京海上日動火災保険株式会社の事故サービスセンターでお受けします。日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

看護職賠償責任保険制度コールセンター

**TEL.0120-088-073 ←**

受付時間 平日9:00～20:00 土日祝9:00～17:00

### ご自身の加入確認・改姓・住所変更のお問い合わせ

※お問い合わせの際、日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)、氏名、生年月日をお知らせください。

「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター

**TEL.03-5778-5781**

受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

### 医療安全・医療事故に関するご相談は ※加入者限定

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室

**TEL.0120-800-073**

郵便: 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館4F

東京海上日動メイカルサービス株式会社

メディカルリスクマネジメント室気付

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 行

来訪: 電話による予約が必要です。

受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

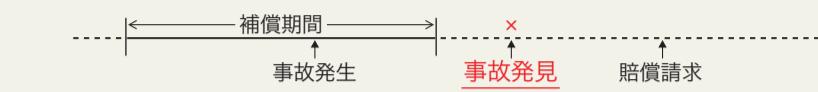
## 保険に関するQ&A

**Q1** 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、補償の対象となりますか?

**A1** 「発見」された時点で加入していることが必要です。

看護職賠償責任保険では「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象であり、加入していない期間中に事故が発見され、賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、血液曝露等傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。

(例) 他人に身体障害を負わせたり、他の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース



**Q2 血液曝露等傷害保険ではどのような事故が対象となりますか?**

**A2** 次のような事故が補償対象となります。

- ・使用済みの針を刺して刺してしまった。
- ・採血や処置の際、体液や血液が付着してしまった。
- ・採血や処置の際、血液が目や口に入ってしまった。など

**Q3 所属施設以外で行った看護業務に起因する賠償責任は対象となりますか?**

**A3** 日本国内であれば、場所を問わず補償の対象となります。

日本国内の複数の医療施設等に勤務している看護職については、その全てにおける看護業務が対象となります。

## 手続きに関するQ&A

**Q4** 自動更新ですか?

**A4** 自動更新ではありません。

更新のご案内は12月中旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に、ご自身の住所・氏名などが印字された専用の払込取扱票(郵便振替用紙)を封じてお届けします。ご不明な点は取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。

**Q5 インターネット振込や銀行振込は対応していますか?**

**A5** 対応しておりません。

ゆうちょ銀行・郵便局からの払込み以外での取扱いはしておりません。また、「2020年度本保険制度専用の払込取扱票」でのみ振込ができます。専用の払込取扱票が、本保険制度への加入書面を兼ねております。必ず専用の払込取扱票をご利用ください。

## 保険金請求時に必要な書類

○事故が発生した場合は、ただちに看護職賠償責任保険制度コールセンターへご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

○保険金のお請求にあたっては、次の書類のうち、幹事保険会社が求めるものをお提出ください。

○所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、幹事保険会社が保険金をお支払いするに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、その事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。

No. 必要となる書類

① 保険金請求書および保険金請求者が確認できる書類

保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、代理請求申請書など

② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類

罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、傷害状況報告書、針刺し事故の状況報告書、就業不能状況報告書など

③ 保険の対象の額、損害の範囲、復旧の程度、傷害の程度等が確認できる書類

④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類

同意書など

⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類

示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書など

⑥ 支払うべき保険金の額を算出するための書類

他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち幹事保険会社所定の条件を満たす方が代理人として保険金を請求できることがあります。

## 中途加入の場合の掛金表

※2020年度の日本看護協会会員資格が必要となります。

補償開始日(補償期間)	振込受付期間	掛金
2020年 4月1日～(12ヶ月)	～2020年 3月16日	2,650円
2020年 5月1日～(11ヶ月)	2020年 2月18日～2020年 4月15日	2,500円
2020年 6月1日～(10ヶ月)	2020年 3月17日～2020年 5月15日	2,350円
2020年 7月1日～(9ヶ月)	2020年 4月16日～2020年 6月15日	2,200円
2020年 8月1日～(8ヶ月)	2020年 5月18日～2020年 7月15日	2,050円
2020年 9月1日～(7ヶ月)	2020年 6月16日～2020年 8月17日	1,900円
2020年 10月1日～(6ヶ月)	2020年 7月16日～2020年 9月15日	1,750円
2020年 11月1日～(5ヶ月)	2020年 8月18日～2020年 10月15日	1,600円
2020年 12月1日～(4ヶ月)	2020年 9月16日～2020年 11月16日	1,450円
2021年 1月1日～(3ヶ月)	2020年 10月16日～2020年 12月15日	1,300円
2021年 2月1日～(2ヶ月)	2020年 11月17日～2021年 1月15日	1,150円
2021年 3月1日～(1ヶ月)	2020年 12月16日～2021年 2月15日	1,000円

※各補償期間の終了日は、2021年4月1日午後4時までです。

幹事引受け保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 医療・福祉法人部 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4143

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

副幹事引受け保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5113

非幹事引受け保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL.03-3259-3017

このパンフレットは、看護職賠償責任保険制度の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

※損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。